

2 0 2 4 年 度
事 業 計 画 書

自 2 0 2 4 年 4 月 1 日

至 2 0 2 5 年 3 月 3 1 日

公益財団法人 産業雇用安定センター

事 項	事 業 内 容
1 相談・斡旋事業	<p>加え、高年齢者雇用安定法の改正により、70歳までの就業機会の確保のために講ずるべき措置が事業主の努力義務となったことを受け、高年齢者の雇用確保を促進するため、更なる機能強化を図る。</p> <p>さらに、人材育成型出向等（キャリア・ステップアップ型出向、人材育成・交流型出向）の支援業務についても、昨年度に引き続き、更なる推進を図る。</p> <p>また、「働き方改革」の中で、「柔軟な働き方がしやすい環境整備」の一環として、副業・兼業の普及・促進を図ることとされていることを背景に、厚生労働省からセンターに対して、2023年度より「副業・兼業に関する情報提供モデル事業」に取り組むことが求められている。このため、センターの事業の特性を活かし、雇用の副業に関する情報提供事業を東京・大阪・愛知事務所においてモデル的に取り組んでおり、2024年度においても引き続き実施する。</p> <p>(1) 出向・移籍等対象労働者に対する支援</p> <p>出向・移籍等対象労働者が早期に出向・移籍できるよう、出向等支援協力員による相談の充実を図ることにより、出向・移籍等支援業務の質的向上に努める。</p> <p>特に支援が必要な出向・移籍等対象労働者に対しては、出向・移籍支援コーディネーターによるキャリアコンサルティング、委託訓練・講習等を実施し、より円滑かつ効果的な相談・斡旋に努める。</p> <p>また、キャリア人材バンク事業においては、関係機関との連携協力を一層強化することに加え、主に大企業を定年や継続雇用契約期間終了により退職する高年齢者がキャリア人材バンクに登録するルートを開拓・拡大することにより、登録促進に努める。</p> <p>さらに、企業間の人材移動を円滑に推進するため、出向等説明会、人材移動推進情報交換会議、人材受入面接会などを開催する。</p> <p>これらにより、受入企業の要望を踏まえつつ、出向・移籍等対象労働者に対して的確な情報提供を行う中で、送出（求職）側、受入（求人）側双方に条件緩和等の要請を行いつつ、成立（就職）に向けてきめ細やかな支援に努め、マッチングの向上を図る。</p> <p>なお、出向・移籍等対象労働者との相談にあたっては、Webを活用して面談するなど、対象者の負担に留意しながら取り組むこととする。</p> <p>そのほか、業務推進の効率化を図るため、業務の実施方法の改善、工夫に努める。</p> <p>(2) 担当職員への業務研修の実施</p> <p>① 新任出向等支援協力員は、採用時直後から各所属事務</p>

事 項	事 業 内 容
2 情報収集事業	<p>所内で、OJT に加え業務の基礎知識をビデオ学習する。その後の集合研修で、ビデオ学習での疑問解消やカウンセリング技法等を学習することで、研修成果の深化による即戦力化に努める。さらに、採用後、一年内にブロック毎のフォローアップ研修にて業務知識、技法の定着を図ると共に、近隣事務所との連携を促す。</p> <p>②階層別に特化した研修や、キャリアコンサルティングの技能向上を目的とした研修を実施し、組織力の強化を図る。さらに職員が主体的に業務知識や業務ノウハウを学べるネット動画配信を展開し、職員の業務スキルの底上げを行う。</p> <p>(1) 人材情報の収集、確保 受入・送出情報の新規開拓、収集、確保に努めるとともに、対象労働者登録の促進を図る。</p> <p>また、企業の構造改革による雇用調整や、生産調整による出向等の労働移動のニーズに対して迅速かつ的確に対応するため、最新の企業情報データ等に基づき、事業所訪問を実施することとする。その際には、Webによる面談等も効果的に活用することとする。</p> <p>経営環境が悪化している企業や雇用調整が見込まれる企業情報の早期の把握、高度人材に係る企業のニーズ、事業承継にあたっての人材に関する情報等の収集に努める。</p> <p>(2) 関係団体等との連携 ①行政機関等との連携 労働局・ハローワークとの連携を一層強化するほか、雇用調整を予定する事業所情報の迅速な把握、地域の労働市場的な認識の共有や情報交換を図るため、職業安定機関等情報交換会議を開催するとともに、ハローワークを利用する高年齢の求職者にキャリア人材バンクの利用を勧奨するなどの協力を得られるよう努める。同様に、地方経済産業局などの国の地方支分部局との連携に努める。</p> <p>さらに、地方自治体が行う雇用関係の施策に対して積極的に協力するとともに、地方自治体の会計年度任用職員等の採用や退職にあたっては、センターの活用をはたらきかける。</p> <p>②経済団体・労働団体等との連携 経済団体、業界団体、労働団体に対しては、定期的・継続的な訪問を通じて連携を強め、センターの事業に対する一層の理解と協力を求める。さらに、関係団体等との更なる連携の拡充・強化を図るため、連携協定の締結を進める。また、経済団体との情報交換会議等を開催し、積極的な情報交換に努める。特に主要な商工会議所と連携協定の締結を推進し、実効性のある協</p>

事 項	事 業 内 容
	<p>働ができるよう努める。</p> <p>③金融機関等との連携 金融機関との連携を一層強化することにより、企業の人材送付・受入情報の把握に努めることにより、円滑なマッチングを図る。</p> <p>④弁護士会、社会保険労務士会との連携 企業が破産する場合、裁判所に対する破産手続き申し立て前後に、弁護士から事業主に対してセンター利用の勧奨をしてもらうよう都道府県弁護士会を通じて個々の弁護士にセンター事業の理解と協力が得られるように努める。 同様に、社会保険労務士が顧問企業からの離職や求人に係る人材情報がある場合にセンターの利用を勧奨してもらうよう、都道府県社会保険労務士会を通じて個々の社会保険労務士にセンターの事業の理解と協力が得られるよう努める。</p> <p>(3) 雇用情報の収集等 出向・移籍問題懇談会を開催し、企業間での意見交換等を通して、出向・移籍支援業務等に関するニーズの把握に努める。 また、事業所訪問や関係団体、金融機関等との連携を通じて企業が抱える雇用に関する課題や労働力の需給に関するニーズの把握を行うほか、職業安定機関等との連携を通じて地域の経済・雇用情勢に関する状況把握をするなどして、労働市場情報の収集・分析を積極的に実施する。</p> <p>(4) 情報システムの運用管理 DX、AI等のIT系の技術は日々進歩している。当センターにおいても、それらの新しい技術を使用した業務効率化を進めるために、IT系システムの見直しが必要である。また、巧妙化してきたサイバー攻撃による個人情報、秘密情報保護への対応もますます重要になってきている。こうした環境の元で出向・移籍支援業務をより充実させるべく、システムや運用の改善に取り組んでいく。</p> <p>①出向・移籍総合システムの円滑な運用管理 出向・移籍等支援業務の効果的運用を図るとともに、センターを利用する企業・支援対象者への支援機能の充実強化、利便性の向上を図るため、出向・移籍総合支援システムの円滑な運用管理を行っていく。 また、マイページ機能やAI機能、ハローワークの求人票の自動取り込みなどの機能をはじめシステム全体の安定的、効果的な運用に努めるとともに、モバイル端末の有効活用による大規模かつ広範な雇用調整事案への地方事業所間の機動的な支援体制を継続していく。</p>

事 項	事 業 内 容
3 セミナー事業	<p>②事務系IT環境の整備 職員が事務用に使うパソコンは、セキュリティ強化、さらなるデジタル化推進のために次期OS (Windows11) への更新を行う。また、地方事務所にて、業務スペースの効率的な利用及び業務効率の向上を目的としたフリーアドレス化を進めるため、ネットワーク及びデータアクセス環境の見直し・再構築を進める。</p> <p>③ デジタル化推進 ペーパーレス化・デジタル化・クラウド化等の最新の動向について調査を実施し、導入に向けた検討を行う。</p> <p>セミナー事業を通じて企業との間で密接な信頼関係を構築することは、出向・移籍等支援業務との相乗効果が期待できるものである。事業所訪問を通じ、経営上の課題や、労務管理、コンプライアンス等の課題等を把握し、その解決方法の方策の一つとしてセミナーの有効性について提案するなど、戦略的なセミナー事業の獲得を行うこととする。その際、開催は対面式を基本とするが、WEB方式を併用しつつ、「企業間交流セミナー」、「再就職支援セミナー」、「キャリアデザインセミナー」及び「人事労務管理セミナー」等の「S a n k oセミナー」を積極的に開催する。</p>
4 広報誌の発行事業	<p>センターの社会的役割、事業内容を広く周知し、センターに対する認識を深めてもらうとともに、センターの利用促進を図るため、広報誌の発行を中心に次のとおり積極的な広報活動を推進する。</p> <p>(1) 事業主、関係事業主団体、賛助会員等を対象に毎月発行している広報誌「かけはし」については、前回実施した誌面刷新により、賛助会員をはじめ読者に好評を得ていることから、この方針を継続しセンター事業の更なる理解と発信力を強化する。</p> <p>(2) また、広報ツールとして、前年度に大幅に刷新したパンフレット・リーフレットおよびポスターを引き続き積極的に活用し、センター及びセンター事業の更なる周知に努めるほか、メディアを通じたプレスリリースも積極的に行う。その他、2023年度職員公募により、決定した「愛称」及び「キャッチフレーズ」を使用し、事業主及び事業主団体等の広報媒体の活用やイベント等への出展を通じた広報活動も引き続き推進する。</p> <p>(3) さらに、センターの発する各種情報がより広く認知され、センターが一層利用されるよう、ホームページの内容を見直し、センターの社会に対する発信力を強化する。</p>

事 項	事 業 内 容
<p>II 法人管理 (法人会計)</p> <p>1 諸会議の開催</p> <p>2 賛助会員の拡大</p> <p>3 個人情報の適正な 管理体制の充実</p> <p>4 働き方改革</p>	<p>センターの事業に関する重要事項を審議、決定するため、評議員会、理事会、幹部会を開催する。</p> <p>また、センターの業務を適切、円滑に実施するため、運営方針等の徹底を図る全国所長会議をはじめ、雇用動向その他事業環境の変化に応じ、必要な会議を適宜開催する。</p> <p>センターの組織・事業基盤の充実を図るため、会員確保に対する取組方法及び会員サポート体制の見直し等を行い、新規会員企業の開拓に努め、センターの事業目的に賛同いただける賛助会員の維持拡大を図る。</p> <p>機密の保持と個人情報の適切な保護を図ることは、企業間の出向・移籍の支援事業を行うセンターにとって、事業遂行上の根幹的な責務であり、基本となるものである。</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p>改正個人情報保護法に則った規程に基づき、引き続き個人情報保護の適正な管理・監査体制を構築し、予期せぬ様々な事態にも、迅速・適切に対処できる手続き・組織体制を整備する。</p> <p>(2) 意識改革</p> <p>職員の個人情報保護への意識改革を進めるために、職員研修やビデオ教材の配信・日常業務・会議等、様々な機会を通じた職員への啓発、指導を継続的に実施する。</p> <p>政府が推奨する働き方改革に基づき、テレワークの適切な導入を推進する。</p>